

# 指定通所介護事業所の運営規程

## デイサービスセンターふるさと庵運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人悠泰の郷が設置経営するデイサービスセンターふるさと庵指定通所介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターふるさと庵
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区豊岡町273-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護の提供に当たる。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。

(4) 介護職員 2名以上

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定通所介護の提供に当たる。

(6) 調理師 委託

調理員は、調理業務に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(祝祭日営業・ただし12月31日から1月1日は除く)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(3) サービス提供時間 午前8時50分から午後4時00分までとする。

(4) 延長サービス可能時間 午後4時00分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、以下のとおりとする。

(1) 一般型 20名

(指定通所介護の内容)

第7条 この事業所が行う指定通所介護は、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. その他必要な身体の介護

エ. 養護(休養)

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション
- ウ. グループワーク
- エ. 行事的活動
- オ. 体操
- カ. 趣味活動

(4) 送迎サービス

利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・入浴形態
  - ア. 一般浴槽による入浴
  - イ. 特殊浴槽による入浴
- ・介助の種類（必要に応じて行う）
  - ア. 衣類着脱
  - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
  - ウ. その他必要な介助

(6) 食事サービス

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

(7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. 家族介護者教室の開催
- エ. その他の必要な相談、助言

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めるものとする。

(心身の状況等の把握)

第12条 事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第13条 事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 事業所は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、居宅介護支援事業所等と連携し、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 14 条 事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 15 条 事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供するものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第 16 条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(通所介護計画の作成)

第 17 条 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。

2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービスの計画の内容に沿って作成するものとする。

3 事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

4 事業所の管理者は、通所介護計画の作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付するものとする。

5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(サービスの提供の記録)

第 18 条 事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(利用料等の受領)

第 19 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から介護報酬告示上の 1 割または 2 割を利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 事業者は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。通常の事業の実施地域の境を越えて

送迎距離片道 1 k m 以上 5 k m 未満一回につき 1 0 0 円

送迎距離片道 5 k m 以上 1 k m を増す毎に追加 1 0 0 円

(2) 指定通所介護に通常要する時間を越える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用（時間延長サービス）

延長 一律 5 0 0 円 但し、1 6 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(3) 食費 食事 1 回につき 7 0 0 円（おやつ代 5 0 円を含む）

(4) オムツ代

1) 紙おむつ 1 1 0 円 / 1 枚

2) パンツ式おむつ 1 0 0 円 / 1 枚

3) 尿取パット 5 3 円 / 1 枚

(5) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる次の費用

1) 教養娯楽費 実費 / 1 回

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 20 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 21 条 事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第 22 条 事業所の管理者は、事業所の従業員の管理及び指定通所介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 事業所の管理者は、当該事業所の従業員にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令をおこなうものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 23 条 通常の事業の実施地域は、別紙のとおりとする。

(勤務体制の確保等)

第 24 条 事業所は、利用者に対し、適切な指定通所介護を提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業員によって指定通所介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではないものとする。
- 3 事業者は、通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第 25 条 事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行わないものとする。

(非常災害対策)

第 26 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、緊急連絡網を作成するものとする。

(衛生管理等)

第 27 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(掲示)

第 28 条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 29 条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(広告)

第 30 条 事業者は、当該事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 31 条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与しないものとする。

(苦情処理)

第 32 条 事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

- 3 事業者は、提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

#### (緊急時等の対応)

第33条 事業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにその家族に対して適切な連絡を行い、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び主治の医師への連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

#### (事故発生時の対応)

第34条 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (その他運営についての留意事項)

第 35 条 従業者等の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防、入浴介助等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に行う。

(2) 採用後研修(虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防、入浴介助等)  
年1回以上実施する。

2. 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

3. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人悠泰の郷と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### (会計の区分)

第36条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

#### (記録の整備)

第37条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

- (1) 通所介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### (サービス利用にあたっての留意事項)

第38条 サービスの利用にあたって、主治医からの指示事項がある場合は、必ず申し出る事とする。

2 利用にあたって、体調不良等により通所介護に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止する事がある。

#### (法令との関係)

第39条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

#### (虐待の防止)

第40条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族から苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

付則

この規程は、平成16年 08月 01日から施行する。

この規程は、平成17年 05月 01日から施行する。

この規程は、平成17年 10月 01日から施行する。

この規程は、平成18年 04月 01日から施行する。

この規程は、平成22年 08月 01日から施行する。

この規程は、平成24年 04月 01日から施行する。

この規程は、平成28年 09月 01日から施行する。

この規程は、令和 元年 10月 01日から施行する。

この規程は、令和 6年 04月 01日から施行する。

## 浜松市の通常の事業の実施地域とする町名

(あ)	葵西	葵東	小豆餅	有玉北町	有玉南町
	有玉西町				
(い)	伊左地町	泉	市野町		
(お)	大島町	大瀬町	大原町	大山町	
(か)	笠井上町	笠井新田町	笠井町	上新屋町	上石田町
	上島	上西町			
(き)	北島町	貴平町			
(こ)	小池町	湖東町			
(さ)	篠ヶ瀬町	幸町	桜台		
(し)	下石田町	新津町	十軒町	常光町	城北
	新都田				
(す)	助信町	住吉			
(せ)	積志町				
(そ)	早出町	染地台			
(た)	高丘北	高丘西	高丘東	高林	
(つ)	恒武町				
(て)	天王町				
(と)	富塚町				
(な)	中郡町	中沢町	中田町	茄子町	
(に)	西丘町	西ヶ崎町	西山町		
(ぬ)	布橋				
(ね)	根洗町				
(は)	萩丘	初生町	花川町	原島町	半田町
	半田山				
(ひ)	東三方町	曳馬			
(ふ)	文丘町				
(ほ)	細島町				
(ま)	丸塚町				
(み)	三方原町	都田町	三幸町		
(ゆ)	豊町				
(わ)	和合町	和地町	和地山	和光町	

上記以外の地域はご相談下さい。